

CD ヴェンラーセ福岡 2019 年度クラブ規約

【第 1 章 総則】

第1条 本クラブは CD ヴェンラーセ福岡(以下、本クラブ)と称する。

第2条 本クラブは総合型地域スポーツクラブとしてサッカークラブを中心としたスポーツ活動を通じ地域活性化、地域発展、人材育成を中心に社会に貢献していくクラブである。
また、人々の生活にスポーツを根付かせるべく真の生涯スポーツの確立を目的とした活動を行い、その序章として福岡県第三の地域密着型クラブを確立すべく以下の事業を執り行う。

(1) サッカークラブ運営

・トップチーム 将来的に地域リーグ、乃至は JFL 参入を目標とし、2019 年度は福岡県筑豊地区社会人サッカーリーグ 1 部参戦 TR/毎週水、土曜日、公式戦及び TRM/土、日曜日開催 その他、各種大会参戦、地域イベント参加等の活動

・アカデミー/スクール プロサッカー選手育成及び社会で活躍できる人材の育成

(2) ヨガスクール運営 スポーツヨガから健康促進向けヨガプログラム

(3) 他スポーツ事業 順次展開

【第 2 章 クラブ会員】

第3条 本クラブ代表より入会(入団)を承認された者を本クラブ会員とする。

第4条 本クラブ会員は本クラブの一員として常に自覚を持ち、第 2 条の事業を遂行すること。

第5条 本クラブ会員は入会(入団)に際し、定められた年会費、月会費、必要に応じてその他の費用を本クラブ指定口座に振込むものとする。

月会費は毎月 25 日(祝祭日の場合は 3 営業日以内)を締切日とし、翌月 10 日までに振込みの確認が取れない者に関しては、完済するまでの期間、処分として本クラブの全ての活動への参加を禁止するものとする。

クラブ指定口座…ゆうちょ銀行 支店:0一八(読み ゼロイチハチ)

普通:8922217

第6条 活動に必要なウェア類、その他用具及び遠征費等は各自負担するものとする。

【本クラブへの入会(入団)/休会(休団)/退会(退団)に関して】

第7条 本クラブへの入会(入団)出願者は、本クラブから指定された入会申込書(入団契約書)に必要事項を記入し本クラブへ提出。

本クラブ代表の承認を得た者のみ入会(入団)を許可する。

本クラブ公式ウェブサイト及び公式 SNS 上に名前が記載された時点、または各協会に名前が登録された時点で承認されたものとする。

なお、承認後は本クラブより指定された月度より第 5 条の通り各会費等の支払い義務が発生するものとする。

第8条 本クラブからの退会(退団)出願者は、本クラブ指定の退会(退団)申込書に必要事項を記入し本クラブへ提出。本クラブ代表の承認を得た者のみ退会(退団)を許可する。
なお、退会(退団)に際し、出願者は本クラブより指定された月度までの月会費を納めるものとする。債務が未完済の場合は承認されないものとし、完済するまで請求され必ず完済することを誓約するものとする。また、これまでに納めた金銭及びクラブに寄贈した物品等の返金、返品は一切行わないものとする。

第9条 本クラブの休会(休団)出願者は、本クラブ指定の休会(休団)申込書に必要事項を記入し本クラブへ提出。本クラブ代表の承認を得た者のみ休団を許可する。
なお、休団に際し、出願者は本クラブより指定された月度までの月会費を納めるものとする。債務が未完済の場合は承認されないものとする。

【第3章 組織】

第10条 本クラブ役員は次の通り。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) クラブマネジャー | 1名 |
| (3) アシスタントマネジャー | 1名 |
| (4) 会計 | 外部委託 |

第11条 本クラブ各種管理者は次の通り。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 監督(トップチーム) | 1名 |
| (2) アシスタントコーチ/トレーナー | 3名 |
| (3) アカデミーコーチ | 若干名(契約コーチ) |
| (4) 連絡管理 | 2名 |
| (5) グラウンド管理 | 2名 |
| (6) 用具管理(エキップ) | 1名 |
| (7) ヨガ講師 | 1名(契約講師) |
| (8) 他スポーツ事業コーチ | 若干名(契約コーチ) |
| (9) WEBSITE 管理 | 1名及び外部委託 |

第12条 本クラブ役員、各種管理代表者の主な職務は次の通り。

- (1) 代表は本クラブ事業を代表して統括する。
- (2) クラブマネジャー、アシスタントマネジャーは代表を補佐し事業を遂行する。
- (3) 監督はトレーニング、試合時の進行を行ない主にピッチレベルでの事柄を監督、管理する。
- (4) アシスタントコーチは監督を補佐し、時として監督代行を務める。
- (5) アカデミーコーチは第2条の通りアカデミー事業を管理、遂行する。
- (6) ヨガ講師及び他スポーツ事業コーチらも第12条(5)同様。

【第4章 運営】

第13条 本クラブは本クラブ代表以下役員、各種管理代表者らが中心となり、本クラブ会員からの各種会費、諸費用、スポンサー企業、個人からの支援等の下運営されている。

【第5章 総会】

第14条 本クラブ代表が必要と判断した際に総会を開催することが出来るものとする。

第15条 総会に懸けられる主な事項は次の通りである。

- (1) 事業方針、事業内容の承認
- (2) 運営員の人事の承認及び決定、罷免
- (3) 規約改定の承認
- (4) その他重要案件に関する討議及び承認

第16条 総会は本クラブ代表(時として、他役員)が都度召集した役員、各種管理代表者若干数の出席によって開催されるものとする。

【第6章 規則】

第17条 本クラブ会員は本クラブ規約(本紙)を厳守し、クラブの決定事項に従い、社会人として節度ある言動を心がけ、クラブの規律を乱すことなく精力的に第2条の事業の遂行をすること。

【本クラブ活動参加資格者】

第18条 本クラブ規約(本紙)を厳守し、第2章のクラブ会員であることの条件を満たしている者。

第19条 グラウンド(各会場)内外に関わらず、本クラブの一員としての自覚を常に持ち、仲間を尊重し、助け合い、精力的に活動をすることの出来る者。

第20条 本クラブ関係者、スタッフ、サポーターをはじめ、各施設や試合会場等での挨拶の徹底、また、社会人として都度適切なコミュニケーションを自らしっかり取ることの出来る者。

第21条 原則として本クラブが定めた全ての活動への参加が出来る者。(各競技別に指定)

第22条 本クラブ活動日に、やむを得ず何らかの理由で欠席、遅刻等を余儀なくされる場合に際し、必ず連絡を取ることの出来る者。

※原則として活動内容がトレーニング、試合の場合は監督、各コーチへ、その他の活動の場合は各指定の連絡管理者へ活動日前日の22時までに連絡するものとする。

なお、理由もなく無断で欠席、遅刻をした者に関しては、後日しかるべき処分を与える場合があるものとする

本クラブ代表はクラブの規律を乱す者、本クラブ規約(本紙)を厳守出来ない者に対しては、必要とあらば活動参加禁止を通告、場合によっては退会(退団)を通告をする事が出来るものとする。

(※通告を受けた者の退会(退団)に際しての詳細は第8条に準ずる。)

本クラブ規則は平成31年4月1日から施行。

CD ヴェンラーセ福岡 クラブ代表